

2020年12月23日

京都市長

門川 大作様

## 年末年始の診療・検査体制についての緊急要請

京都府保険医協会  
理事長 鈴木 卓

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、日々ご尽力賜りますこと、心より御礼申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症に明け暮れた2020年が終わろうとしています。

12月2日に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部厚生労働省医政局経済課による事務連絡「年末年始に向けた医療提供体制の確保に関する対応について」では、「直近の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえると、年末年始においても疑い患者や新型コロナウイルス感染症患者の増加が起りうる事が想定される」ため、例年の対応に加え「年末年始時における、発熱患者等への診療・検査を担う診療・検査医療機関（仮称）や新型コロナウイルス感染症疑い救急患者や入院患者の受入れ医療機関について、十分な医療提供体制を整備できるよう、地域の医療機関や医師会等と事前に調整を行うておくこと」とされています。

貴職におかれましても、十分な準備を進めていただいているところとは存じますが、新型コロナウイルス感染症重症患者受入医療機関が12月18日に連名で発出したメッセージが危惧しているように、一般医療の受入困難が危惧される中での年末年始です。すべての府市民と医療機関を守る立場で、下記の項目を要望いたします。

### 記

- 一、 年末年始の相談・受診体制について、いつ、どこで医療にかかることが出来るのか、府市民が一目でわかるよう、具体的に広報すること。同時に、適切な受診・相談について周知し、府市民の不安を軽減すること
- 一、 神奈川県（県センターの予約を受ける医療機関の場合1日当たり50万円等）や岡山県（1日当たり50万円等）、神戸市（1日当たり10万円）などのように、年末・年始（令和2年12月29日から令和3年1月3日までの期間）にかけ、入院だけでなく、外来においても発熱患者を受け入れた場合の財政支援制度を実施すること

以上

2020年12月23日

京都府知事

西脇 隆俊様

## 年末年始の診療・検査体制についての緊急要請

京都府保険医協会  
理事長 鈴木 卓

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向け、日々ご尽力賜りますこと、心より御礼申し上げます。さて、新型コロナウイルス感染症に明け暮れた2020年が終わろうとしています。

12月2日に厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部厚生労働省医政局経済課による事務連絡「年末年始に向けた医療提供体制の確保に関する対応について」では、「直近の感染状況や例年の季節性インフルエンザの流行動向を踏まえると、年末年始においても疑い患者や新型コロナウイルス感染症患者の増加が起りうるということが想定される」ため、例年の対応に加え「年末年始時における、発熱患者等への診療・検査を担う診療・検査医療機関（仮称）や新型コロナウイルス感染症疑い救急患者や入院患者の受入れ医療機関について、十分な医療提供体制を整備できるよう、地域の医療機関や医師会等と事前に調整を行っておくこと」とされています。

貴職におかれましても、十分な準備を進めていただいているところは存じますが、新型コロナウイルス感染症重症患者受入医療機関が12月18日に連名で発出したメッセージが危惧しているように、一般医療の受入困難が危惧される中での年末年始です。すべての府市民と医療機関を守る立場で、下記の項目を要望いたします。

### 記

- 一、 年末年始の相談・受診体制について、いつ、どこで医療にかかることが出来るのか、府市民が一目でわかるよう、具体的に広報すること。同時に、適切な受診・相談について周知し、府市民の不安を軽減すること
- 一、 神奈川県（県センターの予約を受ける医療機関の場合1日当たり50万円等）や岡山県（1日当たり50万円等）、神戸市（1日当たり10万円）などのように、年末・年始（令和2年12月29日から令和3年1月3日までの期間）にかけ、入院だけでなく、外来においても発熱患者を受け入れた場合の財政支援制度を実施すること

以 上